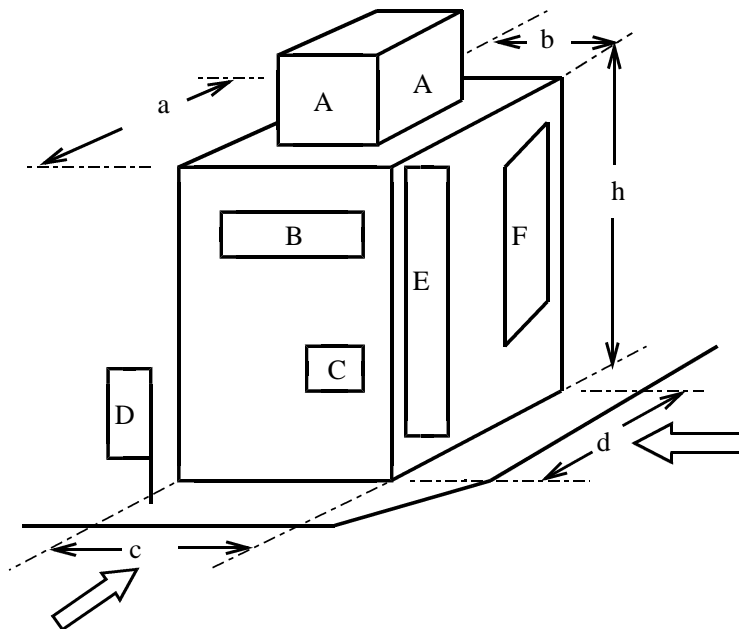


# 屋外広告物の許可基準

## 共通基準

### 建築物を利用する広告物



- A : 屋上広告物等
- B : 壁面広告物等
- C : 壁面広告物等
- D : 建植広告物等
- E : 突出広告物等
- F : 壁面利用懸垂幕

建築物利用広告物の総表示面積 :  $4A + B + C + E + F$  ----- (1)

総外壁面積 :  $\{(a + b + c + d) \times h\}$  ----- (2)

方向から見た総表示面積 :  $A + B + C + E$  ----- (3)

方向から見た外壁面積 :  $b \times h$  ----- (4)

方向から見た総表示面積 :  $A + F$  ----- (5)

方向から見た外壁面積 :  $a \times h$  ----- (6)

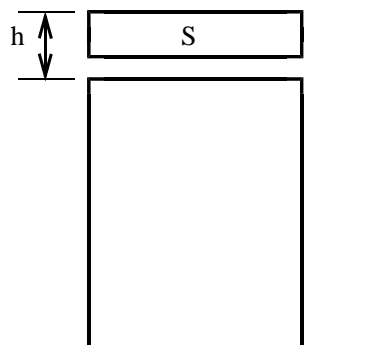
### 建築物を利用する広告物の表示面積の制限

設置場所 \ 項目	総表示面積 総外壁面積 = (1) / (2)	一方向から見た広告物の総表示面積 一方向から見た建築物の外壁面積 = (3) / (4) 及び (5) / (6)
第1種許可地域	1 / 4 以下	3 / 10 以下
第2種許可地域	1 / 3 以下	1 / 2 以下
第3種許可地域	1 / 2 以下	7 / 10 以下

## 個別基準

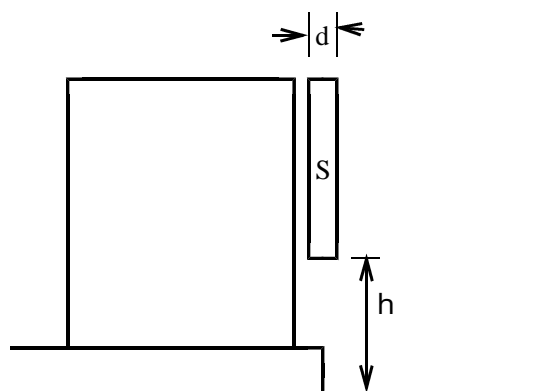
### 建築物を利用する広告物

#### 屋上に表示・設置される広告物



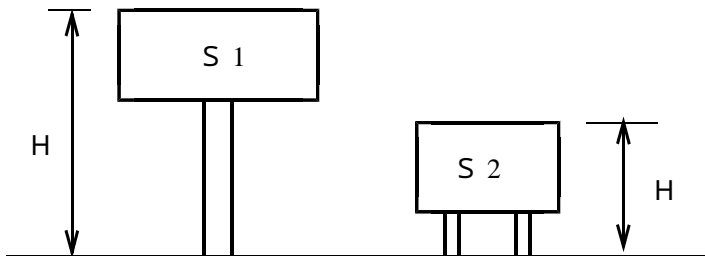
項目 設置場所	屋上から広告物等の上端までの高さ(h)
第1種許可地域	8 m 以下
第2種許可地域	10 m 以下
第3種許可地域	16 m 以下

#### 外壁から突出する広告物



項目 設置場所	地上から広告物等の 下端までの高さ(h)	一方向の表 示面積(S)	広告物等が外壁 から突出する幅(d)
歩道上	2.5 m 以上	5 m <sup>2</sup> 以下	1.5 m以下
車道上	4.5 m 以上		

### 建植する広告物に係る基準



### 自家用広告物等

項目 設置場所	表示面積 (S)	地上から広告物等 の上端までの高さ(H)	一方向からの表示 面積が(S)を超え る場合の(H)は5 m 以下とする
第1種許可地域	40 m <sup>2</sup> 以下	12 m 以下	S = 20 m <sup>2</sup>
第2種許可地域	50 m <sup>2</sup> 以下	15 m 以下	S = 25 m <sup>2</sup>
第3種許可地域	60 m <sup>2</sup> 以下	15 m 以下	S = 30 m <sup>2</sup>

## 道標又は案内図

設置場所 項目	表示面積 (S)	地上から広告物等 の上端までの高さ(H)	1つの目的地に誘導 するために複数の箇 所に設置する場合の 表示面積の合計
第1種許可地域	1.5 m <sup>2</sup> 以下	5 m 以下	7.5 m <sup>2</sup> 以下
第2種許可地域	1.7 m <sup>2</sup> 以下		8.5 m <sup>2</sup> 以下
第3種許可地域	2.0 m <sup>2</sup> 以下		10 m <sup>2</sup> 以下

## 野立広告物

設置場所 項目	表示面積 (S)	地上から広告物等 の上端までの高さ (H)	一方向からの表示面積 が(S)を超える場合の (H)は5 m以下とする
第1種許可地域	50 m <sup>2</sup> 以下	12 m 以下	$S = 25 \text{ m}^2$
第2種許可地域	60 m <sup>2</sup> 以下	15 m 以下	$S = 30 \text{ m}^2$
第3種許可地域	70 m <sup>2</sup> 以下	15 m 以下	$S = 35 \text{ m}^2$

道路から眺望できるものは、道路からの距離が30 m以上であること。  
 鉄道から眺望できるものは、鉄道からの距離が70 m以上であること。

## 工作物を利用する広告物に係る基準

### 塀又は垣を利用する広告物等

形態 項目	広告物等の上端までの高さ (H)	一方向の表示面積の合計
塀又は垣を利用する	2.5 m以下	20 m <sup>2</sup> 以下

### 電柱・街灯柱等を利用する広告物等

設置場所 / 項目	地上から広告物等の 下端までの高さ(H)	大きさ	電柱等に設置 できる個数
添加する広告物等 で歩道上に設置	2.5 m以上	縦 1.2 m以下 横 0.45 m以下	1 個
添加する広告物等 で車道上に設置	4.5 m以上	縦 1.2 m以下 横 0.45 m以下	
巻き付ける広告物 等	1.2 m以上 (上端まで 3.5m 以下)	縦 1.5 m以下	2 個以下

### 車両・船舶等を利用する広告物等

1. 1方向の表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以下
2. 1の車両等につき表示面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以下
3. 1, 2に関係なく、バス及び電車は次のとおり

$$\frac{\text{総表示面積}}{\text{表面積(底部除く)}} \quad \text{が} \quad \frac{3}{10} \quad \text{以下であること。}$$

## 簡易な広告物等に係る基準

広告物等の種類	区分	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）	高さ	地上から広告幕の下端までの高さが車道にあっては4・5メートル以上、歩道にあっては2・5メートル以上。		
	表示面積	表示面積が30平方メートル以下。		
アドバルーン	高さ	地上から広告物の上端までの高さが35メートル以下。	地上から広告物の上端までの高さが40メートル以下。	地上から広告物の上端までの高さが51メートル以下。
	表示面積	表示面積が30平方メートル以下。		
はり紙・はり札	表示面積	表示面積が1平方メートル以下。		
立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの	表示面積	表示面積が2平方メートル以下。		

### へ アーチに係る基準

区分	第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域
高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては4・5メートル以上、歩道にあっては2・5メートル以上。

## 適用除外の基準

### 禁止物件・禁止地域・許可地域であっても表示・設置できるもの。

公職選挙法により行う選挙運動のために表示・設置される広告物

他の法令により表示・設置する広告物等（道路標識、建築確認の表示等）

自己の管理する土地・物件に管理上表示・設置が必要な広告物等

地上から広告物等の上端までの高さ 3 m以下
表示面積 1 m <sup>2</sup> 若しくは3 m <sup>2</sup> 以下（第1種禁止地域は1 m <sup>2</sup> 以下）
最大面積色 制限あり

### 表示又は設置できない広告

ネオン管を使用しているもの
回転灯を使用しているもの
照明が点滅するもの
蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使っているもの
表示内容の変化するもの

国、県、市町村が公益目的のために表示・設置する広告物等

公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物等

### 禁止物件（信号機や道路標識、道路管理のための施設・工作物と消火栓火災報知器を除く）・禁止地域・許可地域であっても表示・設置できるもの。

冠婚葬祭・祭礼のために一時的に表示・設置するもの。

集会、行事、催し物のためのもの、政治活動等の収益を目的としないもので7日以内の期限を限って表示・設置するもの。

自家用の広告物（氏名、名称、住所、商標、自己の営業内容を表示するもの）は、禁止地域・許可地域であっても表示・設置することができます。

自己の管理する住宅・又は事業所等の敷地内に表示・設置するもの

表示面積は5 m <sup>2</sup> 若しくは10 m <sup>2</sup> 以下（第1種禁止地域は5 m <sup>2</sup> 以下）
---

表示又は設置できない広告

ネオン管を使用しているもの（第1種禁止地域）
------------------------

回転灯を使用しているもの
--------------

照明が点滅するもの（第1種及び第2種禁止地域）
-------------------------

蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使っているもの
------------------------------

表示内容の変化するもの（第3種許可地域は可能）
-------------------------

自己の管理する車両・船舶等に表示・設置するもの

1方向の表示面積の合計が5 m <sup>2</sup> 以下で、全体の表示面積計は10 m <sup>2</sup> 以下
--

バス・電車は全体の表示面積の合計が底部を除く表面積の3/10以下
----------------------------------

車両・船舶等の広告物で許可を受けた場合には、禁止地域においても通行等ができます。

道標・案内図については許可を受けることにより、禁止地域においても表示・設置ができます。

地上から広告物等の上端までの高さ 3 m以下
表示面積 1 m <sup>2</sup> 以下(誘導の為に複数基設置する場合 合計5 m <sup>2</sup> 以下)
禁止地域の区分(1種・2種)により使用できる最大面積色に制限有
一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に設置する場合、各地域の表示面積の上限に対する割合の合計が1以下

#### 表示又は設置できない広告

表示部分以外にも、美観風致の維持のために配慮されていないもの
ネオン管を使用しているもの
回転灯を使用しているもの
照明が点滅するもの
蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使っているもの
表示内容の変化するもの

法の規定による届出を行った政治団体は、基準に適合するようなはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を政治活動のために表示・設置ができません。

はり紙、はり札等の表示面積は1 m <sup>2</sup> 以下
広告旗又は立て看板等の表示面積は2 m <sup>2</sup> 以下